#### 反トラスト法からみたアメリカ医療: 病院の合併規 制をてがかりに

石田,道彦 <sub>金沢大学法学部助教授</sub>

https://doi.org/10.15017/2242

出版情報:法政研究. 68 (1), pp. 221-236, 2001-07-09. 九州大学法政学会

バージョン:

権利関係:

# 反トラスト法からみたアメリカ医療

―― 病院の合併規制をてがかりに ――

石田道彦

はじめに

二(反トラスト法による病院の合併規制

三 バターワース・ヘルス事件判決

四 おわりに ―今後の検討課題

はじめに

最近の特別養護老人ホーム経営への営利企業の参入の動きにみられるように、医療・介護サービスの分野において、

理の導入は直感的には反発を招きやすい。しかしながら、今後の高齢社会における医療・介護サービスの供給面での効

規制緩和の観点から従来の規制枠組みを見直す動きが近年、活発化している。こうした医療・介護サービスへの競争原

率化やサービスの質の向上といった課題を考えるとき、こうした動向を簡単に退けることはできないと思わ

療・介護サービスをその特殊性をふまえた上で産業としてとらえる視点が有用であるように思われる。 るべきでない 右の 動向を医療保障の問題としてとらえた場合、 領域はどこにあるのかを明確にしてゆく作業が必要となる。こうした作業をすすめるにあたっては、 何が必要な規制であるのか、 競争を機能させるべき、 あるい にはさせ 矢

稿は、 アメリカにおける反トラスト法の医療分野への適用という問題を通して、 右の課題をすすめる上での手 が か

りを得ようとするものである。

れて以来、 なっている。そこでは、 会は合同で医療分野における規制方針を公表している。これらの裁判例や行政実務を通じて、医療サービスは他(5) 慮されるべきかなどの問題が議論されてきた。 とどこが異なるのか、 アメリカにおいては、 ーなども同法の適用の対象となってきた。また、こうした動向を受けて、一九九三年以来、 医師の病院利用権認定制度(staff privilege)や、マネジドケア、病院の合併、 従来、 反トラスト法の適用対象とは考えられていなかった医療分野についても同法の適用が行われるように 医療機関と一 元来、 一九七〇年代半ばに知的専門職 競争政策において問題となりやすい医師会や事業者団体による協定や自主規制だけでな 般の企業との違いは何か、 (learned profession) 医療サービスの特質は反トラスト訴訟にお の活動に対して反トラスト法 医療機関によるジョイントベン 司法省と連邦取引委員 *د* يا 7 が この産業 適 かに考 用さ

げた課題を検討してゆく上で有用な手がかりを提供するものと考える。 上の諸問題の中から病院の合併規制をとりあげて、右の課題をすすめてゆくための予備的な作業を行うことにしたい。 こうした競争政策の視点からの 議論の蓄積は、 そこでは抜け落ちている視点を明らかにする作業も含めて、 本稿では、 アメリカ医療における反トラスト法 さきにあ

## | 反トラスト法による病院の合併規制

## 1 医療機関の合併に対する反トラスト法の適用

ある場合に、こうした取得を禁止している。 討の対象とする病院の合併にはクレイトン法七条が適用される。 株式その他の資本の全部または一部を取得し、 商業に従事するあるいはそれに影響を与える活動に従事する者が、 アメリカの反トラスト法とは、シャーマン法、クレイトン法、 その結果、 競争を実質的に減殺する、 同条は競争を損なう合併を禁止している。 連邦取引委員会法などの法律の総称である。本稿が検 直接的または間接的に、 あるいは独占を形成するおそれ 同じく商業に従事する者の すなわち、

あり、 つい また一九七六年のハート・ ては事前届出制が採用されている。 同条違反の疑いがある場合、 スコット・ロディノ反トラスト強化法により、 競争当局は、 クレイトン法七条は司法省と連邦取引委員会 審判開始決定を行うか、 または管轄裁判所に差止命令の請求を行う。 定額を上回る株式その他の資産の (以下、 競争当局) の共同管轄で 取得に

## 司法省・連邦取引委員会によるガイドライン

2

においては、 司法省と連邦取引委員会は 企業間の合併については司法省と連邦取引委員会による水平合併ガイドラインが公表されてい これらの指針をもとに提訴の判断が行われることになる。水平合併ガイドラインによれば、 「医療分野における反トラスト法施行に関する合同声明」を発表しており、 る<sub>[0</sub> また一九九六年に 医療機関の合併 規制当局は次

の手順で判断を行う。

- ① 製品市場および地理的市場の画定を通じて関連市場を画定する。
- 3 2 当該市場における構成企業の販売額、 現在当該製品を生産・販売している企業および「潜在的競争企業」を含めて関連市場を構成する企業を特定する。 販売量、 生産能力などにもとづき市場占有率を算定する。
- 4 集中度を測定する。 ハーフィンダール・ハーシュマン指数 合併後のHHIとその増加率をもとに、 (Herfindal-Hirschman Index 以下、 当該合併が競争制限効果をもたらす可能性があると判 HHIと記す)を用いて当該市場 0
- (5) 構成企業が協調行動を行う可能性や一方的価格引上げの可能性について検討する。

次の段階へすすむことになる。

断される場合には、

6 としない。 出されるか、 外部からの新規参入が容易であるか、 当該合併が経営破綻した会社の救済に該当するかを検討し、 競争制限的市場構造のリスクを上回るだけの効率性が当該合併により生み いずれかに該当する場合には提訴の対

フティー・ゾーン内の事例にあたるとしている。 かつ②一日の入院患者の平均が最近三年間に四〇人を下回る場合には、当該合併は規制当局が検討の対象としないセ また前記の「医療分野における反トラスト法施行に関する合同声明」によれば、二つの急性期 が合併する場合において、 (1)一方の病院が最近三年間にわたって平均一○○床以下しか許可病床を有してい 般病院 (設立五年以 ない

をもたらさないとの判断を規制当局はこれまで示してきた。(ユン なる、 該合併により市場支配力が行使される可能性は低い、②合併以外の手段では実現できないコストの大幅な節減が可 セーフティー・ゾーンに該当せず、右の水平合併ガイドラインの適用により競争制限効果が生じると推定されたとし ①合併後も強力な競争相手が存在する、または合併当事者である病院の機能がそれぞれ異なっているために、 (3)合併による影響を受けるのは経営破綻の確実な病院である、 などの場合には、 当該合併は実質的な競争の制限 能と 当

## 三 バターワース・ヘルス事件判決

て提訴した事件である。 ト郡グランド・ラピッド市にある二つの非営利病院が計画した合併に対して、 ここでは、 病院合併の具体的な事例として、 バターワース・ヘルス事件判決をとりあげる。(⑸ 連邦取引委員会が予備的差止命令を求め 本件は、 ミシガン州ケン

#### 1 事実の概要

ジッ 数がそれぞれ一五〇床と一〇一床の小規模の二つの病院が存在していた。 ピッド市には、 するとして、 は共に非営利法人であり、「一次医療」「二次医療」「三次医療」に分類されるサービスを提供していた。グランド・ラ バ ターワース病院(Butterworth Health Corporation)とブラジット病院(Blodgett Memorial Medical Center) ト病院の理事会は両病院の合併を決定した。これに対して連邦取引委員会は、 予備的差止命令を求めてミシガン連邦地方裁判所に提訴した。 合併当事者であるバターワース病院 (病床数五二九床)とブラジット病院(三二八床)のほかに、 一九九五年五月にバターワース病院とブラ 当該合併はクレイトン法七条に違反

#### 2 判決の内容

#### 関連市場

連邦取引委員会は、 合併後の病院が実質的な市場支配力を有する製品市場として、 般的な急性期入院医療サ ]

-ビス

 $(1 \cdot 226)$ 

226

#### [市場の集中度]

ら七〇%とした。 サービスの市場について合併当事者の市場占有率は四七%から六五%、一次入院医療サービスの市場占有率は六五%か 許可病床数や入院による収入などをもとに、 連邦取引委員会は関連市場の集中度を測定しており、急性期入院医療

後のHH 合併によるHHIの上昇は一六七五ないし二〇〇一と同様に高い数値を示した。水平合併ガイドラインによれば、 昇は一○六四ないし一八八九となった。一次入院医療サービスについても、 (prima facie case)」を立証した。 力を行使する可能性が高いとみなされる。以上から連邦取引委員会は当該合併の違法性を推定させる「一応有利な事件 また、急性期入院医療サービスについて、合併後のHHIは二七六二ないし四五二一であり、合併によるHHIの上 Ⅰが一八○○以上であれば高度に集中した市場であるとされ、 HHIが一○○以上上昇する合併は、 合併後のHHIは四五〇六ないし五〇七九 市場支配

#### 病院の非営利性

これに対して、合併当事者であるバターワース病院とブラジット病院は、 鑑定人であるリンクの証言をもとに、

利病院による高い市場集中度は、 価格の上昇ではなく引き下げに結びつくとする主張を行った。この点について裁判所の格の上昇ではなく引き下げに結びつくとする主張を行った。この点について裁判所

は次のように述べた。

cooperative) リンク博士はカリフォルニアの病院の研究においてこの現象についてふれ、 のである場合、このような組織は、 か ことが示されるとする。 定の住民に対する病院サービスの提供をその唯一の機能としており、その理事会がこれらの住民をうまく代表したも れらが良質で安価な病院サービスの維持に関心を寄せているような場合には特にこのことは当てはまると主張する。 「合併当事者によれば、 にかなり近いものであるし、 そして、合併を予定している両病院の理事会が地域の企業のリーダー達から構成されており、 前記の事実認定から、非営利病院は利益の最大化を目的とする事業とは同様の活動をしない 独占によって誤った資源配分を行う組織ではなく、 おそらくそのように活動している。〉」 次のように述べる。 消費生活協同組合 〈非営利の病院組織が、 (consumer

たすことが期待できる。」 るとはいえない。 定にあたっては、 た重要なものである。 「両病院が非営利組織であるという事実は決定的な判断材料ではないが、リンク博士による実証的な所見にもとづい とくに以下で論じる「地域社会への約束 加えて、 これらの所見によれば、 地域社会や実業界の著名なリーダーたちがこれらの病院の理事会に参加しており、 非営利病院間で市場集中度が実質的に増加するために価格の上昇が生じ (Community Commitment)」の観点から責務を誠実に果 価 格 の設

### [市場における競争]

とは期待できない。 病院が合併当事者と競争し、 ミシガン州にはCON法による参入規制があるため、 また、合併当事者が高い質の医療サービスを幅広く提供できることを考慮するならば、 価格の引き上げを阻止するだけの能力はもたないと裁判所は判断した。 新規参入によって競争制限的な市場支配力の行使を抑制 他の二つの するこ

### [地域社会への約束]

して、 営に地域社会の関与を求める。 のであり、 れによって生じた節約分を消費者へ還元することを、 るべきだとする他の証拠を補強し、 ンとの契約価格を凍結する。 価格の引き上げなどで地域社会に悪影響を与える市場支配力の行使を合併後の病院が行わないという付加的な根拠と 合併当事者は「地域社会への約束」を提示している。これは、 次の五点からなっている。①リストに掲載した価格や料金を凍結する。 ③病院の粗利益を限定する。④低所得者へ医療サービスを提供する。⑤合併後の病院の運 この さらには連邦取引委員会の主張を覆すものであると裁判所は判断した。(ユオノ 「地域社会への約束」は、 合併当事者がミシガン西部の地域社会に対して正式に保証したも 非営利病院が反トラスト法において異なった扱いをうけ 合併の目的がコストの削減であること、 ②合併前の水準でマネジドケアプラ かつ、

### [マネジドケアに与える影響]

どとして裁判所は連邦取引委員会の主張を退けた。 count) るのは 連邦取引委員会は、 を行えなくなり、 部の消費者であること、 当初の主張に加えて、 消費者の利益が実現されないと主張した。 値引きの結果、 合併当事者が市場支配力を有するために、 合併当事者が従来行っていた施設やサービスの改善ができなくなるな しかし、 マネジドケアによる値引きの恩恵を受け マネジドケアは 値引き

#### \_効率性の抗弁]

会への還元を約束していることに鑑みれば、 を超える費用の節約となり、 当該合併により、 余分な資本的経費が節約されるとともに運営面での効率性が高められるため、 相当な効率性が達成されると裁判所は判断した。 この節約された費用は消費者の利益となるとした。 合併当事者が非営利病院であり 総体として一 億ドル 地域社

た28 おり、 たって裁判所は、 以 上 一の理 病院側はこれに同意している。 由 にもとづいて、 合併当事者が 裁判所は、 「地域社会への約束」 これに対して、 連邦取引委員会による予備的差止命令の請求を棄却した。 連邦取引委員会は連邦控訴裁判所に上訴したが、 を内容とした同意判決案に合意することを請求棄却 なお、 請求は棄却され の条件として 本判決にあ

### 3 本判決に対する評価

中で最も革命的と評されている。 n を認めた裁判例 本件では、 合併当事者の はみられなかった。 非営利性にもとづいて合併の違法性が否定されており、 本件以前の病院合併事件においても非営利性を理由とした抗弁がなされて これ までの 病院合併に 関 VΔ す る判 たが、

0)

種 活動するわけではない 「の消費生活共同組合に近いとする)にまで言及している点が注目される。 本判決では、 リンクの鑑定に依拠しながら、 との判断が導かれている。 集中度の高い市場の中にあっても非営利病院の場合には、 その際、 病院の運営理事会の構成 (外部のメンバー から '構成され、 競争制限的 に

を管理できるのか、 優先してしまうのではないか、 17 会のメンバーは病院に対して忠実義務(fiduciary duty)を負うことになるため、 のではないかなどである。 かしながら、このように本判決で重視された病院の理事会の機能については次のような疑問が示されてい 理事会のメンバ 病院外から選ばれた理事会のメンバ ーが新たに選出され、 競争制限行為が行われた場合にそれを防ぐ制度的 ーが日々の病院運営に関与し、 地域社会の利益より 医療サー É 病院 歯止 ピ ス 0 る。 利 0 め 価格 が 益 理 な 事 を

ま た 本件におい て、 裁判所は合併により節約された費用を地域社会へ還元するという 「地域社会への約束\_ を同 意

判決案の内容として実行するように命じており、この点が判決に影響を及ぼしたと考えられる。

造といった問題まで考慮に入れてしまっている。 とである。それにもかかわらず、 限は消費者の利益を損なうと判断した以上、 これに関連して本判決について次のような批判がなされている。 本判決では、 裁判所の役割は、 競争制限による損害、 換言すれば、 当該合併によって競争が制限されるか否かを判断するこ 裁判所は市場による資源配分を病院理事会によるコント 連邦議会が反トラスト法の制定を通じて、 病院産業の特殊性、 合併当事者の動機や組織的構 競争の制

## 四 おわりに ―今後の検討課題

口

ールへと置き換えた、と。

える。 争的な仕組みが選択されるべきか)を検討するという問題関心からみても、 ながら、こうした裁判例やそれに対する学説上の反応は、 ついて概観し、 医療機関の合併事件についての反トラスト法学における位置付けや評価は、 以下では、 むすびに代えることとしたい。 病院合併規制に関する議論を参考に、 今後のわが国の医療制度を検討するにあたって考慮すべき点に 医療サービスにおける市場のあり方 参照に値する検討材料を提供していると考 筆者の能力を超えた作業である。 (いかなる条件の下で競 しかし

## (1) 医療保険制度が市場に与える影響

民すべてを対象とした公的医療保険制度をもたないアメリカにおいても、 反トラスト法の適用にあたって、 |療保険の存在により、 医療サービスの市場にお 他の市場と同様に独占による弊害を問題にできるのかという疑問が生じることに ζJ ては他の市場とくらべて価格競争が生じにくいとされてきた。 民間保険を含めた医療保険が普及しているた 玉

n

る。

なる。

ぎり、 用されるべきだとしている。 格競争 提供する企業や保険会社に対する価格競争がみられるようになっている。(፡ヌ) る<sub>37</sub> この点について、 反トラスト法は、 アメリカでは近年、 (サービスの質、 病院合併に関する初期の事件であるホスピタル 価格競争の促進を擁護すべきという立場に立つ。 設備など) 医療費抑制の圧力が高まっており、 を抑えるために競争制限行為を行う可能性が 病院産業に コー また、 このように、 おい ポレ ては従業員の福利厚生として医療保証 ] か ある。 。 ショ 医療機関は価格競争だけでなく、 ン事件の審決は次のように述 この点からも反トラスト 何らかの価格競争が存在するか 法 は 非 7 適 価

差額 通じて価格が決定される余地はないため、 社会保険制度により診療報酬が一 ビスの質など) 待ち時間 に与える影響については、 医 療 0) 質などに 律に定められているわが国の場合はどうであろうか。 問題が たしかに価格の引き上げの問題は生じない。 医療経済学における研究成果をふまえた検討が必要となる。 転化してい る可能性が 指摘 され 7 ζJ る。<u>(3</u>2 し かし、 地域独占が生じても、 独 占状 医師誘発需要の 態 が 価 格以外の 発生や、 市場

### (2) 参入規制のあり方

な る。 〔3 性は低 水平 合併ガイドラインが示すように、 こうした参入障壁には、 逆に市場の集中度が高く、 政府による規制だけでなく、 参入障壁が存在する場合には、 合併が行われる関連市場 市場への参入に高い費用が  $\overline{\wedge}$ の参入が容易であれば、 競争制限効果が生じる可能性は高い かかること(埋没費用) 競争制限 効果が生じる可能 ということに も含ま

制が存在していることに加えて、 このような合併 規制 の考え方を医療サ 病院の建設や設備の導入には高い -ビスの 分野に当てはめ てみた場合、 で費用が か かることから、 施設 O開設許可 医療サー Þ 病床規制などの ビス市場は 新 入規 規

入の困難な市場と位置付けられることになる。そして、 方が望ましいということになる。事実、連邦取引委員会は一九八○年代に各州で採用されていたCON規制に対し 競争政策の観点からは、このような参入規制はできるかぎり少

て批判的な立場をとっていた。

る必要がある。 となる。また、出来高払制と定額払制が与える影響の相違も含めて、医療保険制度が市場にもたらす影響も考慮に入れ(ミラ もとづくものである。 しかしながら、医療施設に対する規制は、安全性の確保や医療支出の抑制といった競争政策以外の重要な政策目的に わが国の医療制度を検討するにあたっては、これらの規制の有効性をふまえた慎重な検討が

### (3) 非営利組織の分析

ることを認めるものがあらわれており注目される。 アメリカの合併規制において病院の非営利性を違法性の判断に組み入れることについては評価が分かれている。 バターワース・ヘルス事件判決など最近の裁判例では、 非営利病院には営利企業と同様には評価できない側面 しか 「があ

性をふまえた規制のあり方や、その利点を発揮できる法整備のあり方を検討の対象とする必要があると考える。とくに(タン) 営利企業の参入が進むと予想される介護サービス分野においては、こうした視角が必要と思われる。 を論ずるという問題設定が多かったように思われる。これに加えて、今後は、 従来、 わが国では医療・介護サービス分野への営利企業の参入は認められていなかったため、 市場での非営利組織や営利企業の行動特 営利企業の参入の是非

ることが確認できると思われる。(8) 事会の選出方法、 また、本稿で取り上げたようなアメリカの非営利病院とわが国の医療法人を比較するならば、 構成など)にまで立ち入った考察が必要となる。 右の検討課題とあわせた非営利組織の分析にあたっては、 組織の構成や運営方式 かなり異質の組織であ (理

- (1) こうした視点にもとづく研究書として、参照、 二〇〇〇年)。 国立社会保障・人口問題研究所編『医療・介護の産業分析』(東京大学出版会)
- 2 Goldfarb v. Virginia State Bar, 421 U.S. 773 (1975)
- 3 スト法が医療分野にも適用されると述べた。 National Gerimedical Hospital and Gerontorogy Center v. Blue Cross, 452 U.S. 378 (1981) において、連邦最高裁は反トラ
- 4 ている。 Care Coalition Act)が提出されるなど、反トラスト法への対応はアメリカの医療システムを理解する上で欠かせない要素となっ されたほか、一九九九年以来、連邦議会には医療機関の共同事業を反トラスト法の免責の対象とする法案(the Quality Health 一九八六年には同僚審査に従事する医師たちを反トラスト訴訟から保護する Health Care Quality Improvement Act が制定
- 5 Policy Statements) U.S. Dept. of Justice & FTC, Statements of Antitrust Enforcement Policy in Health Care (1996) (hearinafter Health Care

(6) 以下は、経済法の研究者にとって周知の事柄かもしれないが、ここでは叙述の必要上、簡潔に記すことにしたい。 堂、一九九九年)。J・M・シェネェフィールド=J・M・ステルツァー(金子晃他訳)『アメリカ独占禁止法』(三省堂、一九九九 法に関する概説書として、佐藤一雄『アメリカ反トラスト法』(青林書院、一九九八年)、村上正博『アメリカ独占禁止法』(弘文 反トラスト

- 7 判所はこれを認めていない。武田邦宜『合併規制と効率性の抗弁』(多賀出版、二〇〇一年)一四頁以下参照 利潤の追求を目的としない病院などの非営利法人はクレイトン法の適用対象とはならないとする主張もかつて存在したが、
- 8 は従来の用語法に従い、これらを含めた広義の意味で合併の語を用いる。 会社法上の合併(merger)と株式や資産の取得 (acquisition)を含めて企業結合の用語が用いられることがあるが、 本稿で
- 9 15 U.S.C.§ 18
- インについては、佐藤・前掲注(6)三二六頁以下、村上・前掲注(6)一八八頁以下参照 U.S. Dept. of Justice & FTC, Horizontal Merger Guidelines (1992) [hearinafter Merger Guidelines]. 水平合併ガイドラ
- 11

政

策の理論と展開』(三省堂、 「反トラスト法における合併規制基準―『効率性の抗弁』の検討」正田彬先生古稀祝賀論文集刊行委員会編 Health Care Policy Statements, supra note 5. 合併規制における効率性の抗弁は、反トラスト法研究における重要な検討課題となっている。参照、武田・ 一九九九年)二三九頁以下、 富樫明美「アメリカ反トラスト法合併規制における効率性の抗弁」北 『独占禁止法と競争 前揭注(7)、

- (\mathfrak{B}) Health Care Policy Statements, supra note 5
- (1) Id.
- (丘) Federal Trade Commission v. Butterworth Health Corp., 946 F.Supp. 1285 (W.D.Mich. 1996), aff'd, 121 F.3d 708 (6th Cir. 1997).
- (至) Butterworth,946 F.Supp. at 1293.
- (7) Id. at 1294.
- $(\cong)$  Id. at 1295-6.
- 19 Lynk, "Nonprofit Hospital Mergers and the Exercise of Market Power", 38J. of L. & Eco. 458 (1995)
- ( $\mathfrak{S}$ ) Butterworth, 946 F.Supp. at 1296.
- (21) Id. at 1297.
- 22 要性』―アメリカ医療計画の一側面」社会保障法一四号(一九九九年)一六二頁以下。 CON法は、病床数を含めた医療機関の設備投資に対する規制である。CON規制については、 参照、 拙稿 「病床規制の
- (3) Butterworth, 946 F.Supp. at 1297-8.
- (24) Id. at 1298.
- (5) Id. at 1299.
- (26) Id. at 1301.(27) Id. at 1303.
- (%) Id. at 1303.

  (%) Federal Trade Commission v. Butte
- $\widehat{29}$ Greaney, "Nigh Landings on an Aircraft Carrier: Hospital Mergers and Antitrust Law", 23 Am.J. L.& Med.191, 212 (1997) Federal Trade Commission v. Butterworth Health Corp.121 F.3d 708 (6th Cir. 1997), 1997-2 Trade Cases 71,863
- systems, 707 F.Supp. 840, aff'd without opinion 892 F.2d 1042 (4th Cir. 1989); United States v. Rockford Memorial Corp., 717 Hospital Corp. of Am. v. Federal Trade Commission, 807 F.2d 1381 (7th Cir. 1986); United States v. Carillon health
- Services, 902 F. Supp. 968 (N.D. Iowa 1995) F.Supp. 1284 (N. D. III 1989), 898 F.2d. 1278 (7th Cir. 1990); Federal Trade Commission v. University Health, Inc., 938 F.2d 1206 (11th Cir. 1991); Federal Trade Commission v. Freeman Hospital, 69 F.3d 260 (8th Cir. 1995); United States v. Mercy Health
- Lynk, supra note 19. ただし、このリンクの研究に対しては批判がある。Dranove & Ludwick, "Competition and Pricing

For-Profit Hospital Pricing Behavior", 18 J.Health Econ. 69 (1999) by Nonprofit Hospitals", 18 J.Health Econ. 87 (1999); Keeler et al., "The Changing Effects of Competition on Non-Profit and

- ਲੋ) Greaney, supra note 29, at 217.
- 33 Id.
- 34 United States v. Long Island Jewish Medical Center, 983 F.Supp. 121, 146 (E.D.N.Y. 1997)
- 35 者の医療などに用いる旨の協定をニューヨーク州の司法長官と結んでいることなどを理由に当該合併を認めている。 八では、 一九九七年のロング・アイランド事件判決注例においても、合併当事者が合併により節約された費用を消費者に還元し、 司法省の主張する関連市場ではそもそも競争制限効果が生じないとして差止請求が棄却されている。Id. at 146-9. ただし、 同判 貧困
- 36 Note, "The Use of Nonprofit 'Defense' under Section 7 of the Clayton Act", 52 Vanderbilt L. Rev. 557 (1999)
- (중) Hospital Corporation of America, 106 F.T.C. 361 (1985).
- (%) Id. at 479-80.
- (39) Id. at 484. (40) Id. at 496-7.
- (41) 漆博雄編『医療経済学』(東京大学出版会、一九九八年)四五頁。

中泉真樹・鴇田忠彦『ミクロ経済学理論と応用』(東洋経済新報社、二〇〇〇年)四一六頁。

(\Period) Merger Guidelines, supra note 10, at \\$3.

42

- "Antitrust Analysis and Hospital Certificate-of-Need Policy", 32 Antitrust Bull. 61 (1987). ターワース・ヘルス事件の鑑定人であるリンクは、 Care (1986); Federal Trade Commission, The Effects of State Certificate-of-Need Laws on Hospital Costs (1988). める増床よりも市場集中度を低くする増床を優先させるなど競争政策と適合的なCON規制の運用が可能であるとする。Lynk 連邦取引委員会による報告書として、K.Anderson & D.Kass, Certificate of Need Regulation of Entry into Home Health 合併規制における市場集中度の考え方を病床規制にも用いて、 市場集中度を高
- 45 医療システムには公的医療保険制度と情報の非対称性が存在するため、 遠藤久夫「医療における規制体系の再構築」『一九九九年版医療白書』(日本医療企画、一九九九年)一八頁以下は 病床規制の廃止には疑問が多いとする。 わ が国  $\mathcal{O}$
- <u>46</u> ながらも、 頁以下は、 中泉真樹 医療保険の存在により医療サービス市場においてみられる過剰参入に拍車がかかるとし、慎重な判断が必要であるとし 参入規制 「医療機関の競争と規制-(病床規制) には一 定の意味があるとする。 |非営利企業による市場競争と参入規制について」医療と社会九巻一号(一九九九年) なお同論文では、 定額払制をモデルに分析がなされており、 出来

高払制と病床規制の関係についてはさらに検討が必要であるとする。

(一九九五年) 二七頁以下。 ら」国立社会保障・人口問題研究所編・前掲注①一八七頁以下、新田秀樹『社会保障改革の視座』(信山社、二〇〇〇年)五七頁以 (初出一九九八年)、遠藤久夫「医療・福祉における営利性と非営利性―民間非営利組織とサービスの質」医療と社会五巻一号 医療法人のあり方については、参照、小島晴洋「社会福祉法人と医療法人の統合について―法人の『公益性』と『営利性』か

(4) 開業医の診療所が拡大したケースの多いわが国の病院とくらべて、アメリカの伝統的な民間の非営利病院は公共的な施設とし ての性格が強いとの指摘がある。参照、広井良典『アメリカの医療政策と日本』(勁草書房、一九九二年)一五八頁。

本稿は、二〇〇〇年度・二〇〇一年度科学研究費補助金 (奨励研究A)による研究成果の一部である。

河野正輝先生の還暦をお祝いするために、ささやかですが投稿させていただきました。 先生のご健康とご多幸をお祈り申し上げま

す。

68 (1 · 236) 236